

サービス産業動向調査の集計・公表について（案）

1 集計・公表項目、分類について

(1) 集計・公表項目は、

- ・売上高（収入額）
- ・1事業所当たりの売上高（収入額）
- ・従業者1人当たりの売上高（収入額）
- ・従業者数
- ・1事業所当たりの従業者数

とする。

これらについて、

- ・産業分類
- ・従業上の地位
- ・従業者規模
- ・経営組織
- ・資本金階級

ごとに集計・公表を行う。

(2) 集計・公表期間は、月次、四半期、年、年度とする。

2 公表について

調査開始後1年以内については、調査結果数値の妥当性の検証等を優先し、データの蓄積・分析を中心に行う。調査員調査開始1年経過後（平成21年10月分以降）は毎月月次結果の公表を行う。

3 公表時期について

調査を実施してから公表するまでの期間については、試験調査において検証することになっているものの、現時点では以下の事情に配慮し、調査月の翌々月下旬に「速報」、調査月の5か月後下旬に「確報」を公表する。

(1) サービス産業動向調査で調査した事項の集計

サービス産業動向調査で調査した事項の集計には、調査事業所における月次売上高（収入額）の集計期間（20日）、調査票の回収・督促期間（20日）、集計・分析期間（10日）が必要であることから、調査月の翌々月20日までの期間が必要であると考えられる。

(2) 他調査との統合集計

サービス産業動向調査では重複排除の観点から、「特定サービス産業動態統計」(調査翌々月中旬公表)、「建設関連業等動態調査」(調査翌々月上旬公表)、「通信産業動態調査」(四半期末月の3か月後中旬に当該四半期の各月値を公表)の調査対象事業所については、それぞれの調査の個票データから所要の項目の提供を受けることにより調査に替える。

これらのデータの受領はそれぞれの調査の公表直後になるとすると、サービス産業動向調査の調査票と統合した集計については、他調査の公表後となる。

上記の事情を踏まえて産業別に集計完了時期を想定すると表2のとおりである。

表2 産業別集計時期

| | 調査翌々月 | | | 四半期末月の 3か月後 |
|----------------------------------|-------|-----|----|----------------|
| | 上旬 | 中旬 | 下旬 | |
| H 情報通信業 | | | | |
| 37 通信業 | | | | 通信 |
| 38 放送業 | | | | |
| 39 情報サービス | | 特サビ | | |
| 40 インターネット附随サービス業 | | | | |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | | | | |
| I 運輸業 | | | | |
| L 不動産業 | | | | |
| M 飲食店, 宿泊業 | | | | |
| N 医療, 福祉 | | | | |
| O 教育・学習支援業 (=77 その他の教育, 学習支援) | | | | |
| 771 社会教育 | | | | |
| 772 職業・教育支援施設 | | | | |
| 773 学習塾 | | 特サビ | | |
| 774 教養・技能教授業 | | | | |
| Q サービス業(他に分類されないもの) | | | | |
| 805 土木建設サービス | 建設 | | | |
| 836 冠婚葬祭業 | | 特サビ | | |
| 84 娯楽業 | | | | |
| 88 物品賃貸業 (884 自動車賃貸業除く) | | | | |
| 89 広告業 | | | | |
| その他 | | | | |

： サービス産業動向調査の調査データのみで集計

： サービス産業動向調査と他調査の調査データで統合集計

建設 : 建設関連業等動態調査からデータ受領

特サビ : 特定サービス産業動態統計からデータ受領

通信 : 通信産業動態調査からデータ受領

通信産業動態調査は四半期に1度当該四半期の月次結果を公表

(3) 遅延調査票の集計

サービス産業動向調査は毎月調査するため、スケジュールがタイトになることが想定され、調査票回収期限後に提出される調査票が発生する可能性が高い。また、調査票提出後に調査事業所から提出済み調査票の修正希望があることも考えられる。

これらに対応するため、一定の遅延調査票回収期間を設定し、この期間に回収された調査票を含めた集計を実施する。

(4) 調査結果の公表方法と時期

集計に要する期間、他調査からのデータ受領時期、調査票の遅延等を考慮し、サービス産業動向調査の調査票での集計時期に近く、比較的広範囲の産業分類について集計可能な調査月翌々月下旬に「速報」として通信業及び放送業を除く結果を公表する。また、すべての調査対象産業の個票データが揃う調査月の5か月後下旬に遅延調査票を含め「確報」として全産業の結果を公表する。

表3 速報値及び確報値の公表時期

| 調査翌月 | | | 調査翌々月 | | | 調査月の3か月後 | | | 調査月の4か月後 | | | 調査月の5か月後 | | |
|------|---|---|-------|---|---|-------------|---|---|----------|---|---|----------|---|---|
| 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 |
| ← 回収 | | | → 集計 | | | 遅延調査票回収期間 | | | | | | → 集計 | | |
| | | | ← | | | | | | | | | → | | |
| 速報公表 | | | 確報公表 | | | 他調査からのデータ受領 | | | | | | | | |